

診療所及び歯科診療所用

ベースアップ評価料 報告書専用様式の記載例

※実際の入力にあたっては
様式中の記載上の注意や、
施設基準通知等も必ず参照してください。

別添

（診療所及び歯科診療所用）賃金改善実績報告書（令和6年度分）

保険医療機関コード
 保険医療機関名
 所在地
 住所
 連絡先
 担当者氏名
 電話番号

1234567
 ●●クリニック
 東京都
 千代田区霞が関X-X
 ◎◎ ◎◎
 03-9999-9999

半角数字7桁で記入してください
 例：0123456
 ※小数点やカンマなどの記号は含めないでください
 医療機関名を記載してください
 全角文字で記載してください
 × ●●クリニック
 ○ ●●クリニック

報告対象年度を記載します
 医療機関が所在する都道府県を選択してください（右の欄外に届出様式提出先のメールアドレスが表示されます）
 医療機関の所在地の住所を記載してください

様式提出先のメールアドレス↓
baseup-hyoukarYOU13@mhlw.go.jp
 報告書届出における注意点
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/>

I. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間
 令和6年6月～令和7年3月 10ヶ月

(2) ベースアップ評価料算定期間
 令和6年6月～令和7年3月 10ヶ月

期間中に算定し、収入となった実績額の合計を記載します

期間中に算定し、収入となった実績額の合計を記載します。届出をしていない場合は0と記載してください。

II-1. ベースアップ評価料による収入の実績額【(2)の期間中】

| | |
|---------------------------------|----------|
| (3) 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による収入の実績額 | 120,000円 |
| (4) 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等による収入の実績額 | 120,000円 |
| (5) ベースアップ評価料による収入の実績額【(3)+(4)】 | 240,000円 |

線のセルは、自動計算されるため、記載不要です。

(5)の金額のうち、翌年度への繰越予定額を記載します。(5)の金額をペア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当している場合には、0円と記載します。

II-2. ベースアップ評価料による収入の繰越状況

※ ペア等とは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げをいい、定期昇給は含まない。

| | |
|------------------------------|----|
| (6) 翌年度への繰越予定額 | 0円 |
| (7) 前年度からの繰越額（令和7年度分報告時のみ記載） | 0円 |

令和6年度分報告時は0円となります。前年度にベースアップ評価料を算定していて、前年度からの繰越がある場合にのみ記載します。

| | |
|---|--|
| (8) ベースアップ評価料による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のペア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【(5)-(6)+(7)】 | 240,000円 |
| (9) (8)について全てペア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当しているか。 | <input checked="" type="checkbox"/> 問題なし |

該当している場合にはチェックをしてください。該当していない場合には、充当していない金額を翌年度のペア等のために繰越を行い、「(6) 翌年度への繰越予定額」に記載してください。

○ 以下、基本給等総額については1ヶ月当たりの額を記載してください。

- ※ 「基本給等総額」には、給与のうち、基本給及び決まって毎月支払われる手当の合計を計上すること。
- ※ ペア等の定義はII-2を参照のこと。
- ※ 定期昇給による賃金増加分は、「賃金改善した後の対象職員の基本給等総額」及び「ペア等による賃金改善分」には含めないこと。

【ベースアップ評価料対象職種について】

III. ベースアップ評価料対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項

| | |
|---|------------|
| (10) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】 | 3.5人 |
| (11) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】 | 1,360,000円 |
| (12) ペア等による賃金改善実績額（1ヶ月分） | 30,000円 |
| (13) ペア等による賃金増率【(12)÷((11)-(12))】 | 2.3% |

シート末尾の【記載上の注意】4を参照のこと。

ベースアップ評価料の初回届出時点での「賃金改善しなかった場合」の基本給等総額からの、基本給等総額の増加分を記載します。

【ベースアップ評価料対象外職種について】

※上記でベースアップ評価料対象職種に計上した職員を除く

(14) 以下のIV又はVに該当する職員の在籍有無
 在籍している
 在籍していない

※ 以下は(14)で「在籍している」と回答した場合のみ記載すること。

IV. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

| | |
|--|----------|
| (15) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】 | 0.5人 |
| (16) 40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月】 | 250,000円 |
| (17) ペア等による賃金改善実績額（1ヶ月分）※賃金改善を実施していない場合は0円 | 5,000円 |
| (18) ペア等による賃金増率【(17)÷((16)-(17))】 | 2.0% |

V. 事務職員の基本給等に係る事項

| | |
|--|-----------|
| (19) 事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】 | 1.2 人 |
| (20) 事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月】 | 250,000 円 |
| (21) ペア等による賃金改善実績額（1ヶ月分）※賃金改善を実施していない場合は0円 | 5,000 円 |
| (22) ペア等による賃金増率【(21) ÷ ((20) - (21)) 】 | 2.0 % |

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 7 年 8 月 1 日

開設者名： △△ △△

【記載上の注意】

- 1 本報告書において、「外来・在宅ベースアップ評価料（I）等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）」のことをいう。
- 2 本報告書において、「外来・在宅ベースアップ評価料（II）等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（II）」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（II）」のことをいう。
- 3 本報告書において、「ベースアップ評価料」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（I）等」及び「外来・在宅ベースアップ評価料（II）等」のことをいう。
- 4 「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。）